

**第2期たどつの輝き創生総合戦略 令和4年度一部改訂版（案）の
パブリックコメント実施結果**

1. パブリックコメントの概要

- (1) 意見募集期間 令和5年2月1日（水曜日）～令和5年2月28日（火曜日）
- (2) 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール、持参
- (3) 資料の閲覧場所
多度津町ホームページ、多度津町役場政策観光課、中央公民館、豊原農村婦人の家、四箇地区公民館、白方地区公民館、高見出張所、佐柳出張所
- (4) 集計結果
意見提出者数 1名
意見数 3件

2. 意見の概要と町の考え方

番号	意見の概要	町の考え方
1	P23「どつつを活用したつながり強化関係人口創出事業」について → 活用範囲を広げるためにも、小学生や中学生を対象とした教育の一環で利用はできないでしょうか？	まちのコイン「どつつ」の取組は、地域内外のつながり強化や関係人口の創出により、人口減少やコロナ禍でダメージを受けた地域コミュニティや地域経済の回復を促進し、持続可能なまちづくりを推進することを目的としています。 ご意見いただきました、教育の一環での利用につきましては、他地域で課外活動やクラブ活動などに取り入れられている事例等もあり、様々な利用が考えられます。教育の一環での利用は、教育委員会や各学校等と連携するとともに、保護者や地域の理解を得た上で進めていく必要がありますので、今後は関係機関と連携しながら、どつつの活用範囲の拡大に向けた検討を進めて参りたいと思います。
2	P25「出会いの場創出事業」について → 人口分布の多い60代以上のシニア世代の出会いの場を設けることによって人口増加につながるのではないかと。	ご意見いただきました、「出会いの場創出事業」の具体的な取組内容としましては、結婚に向けたきっかけづくりを推進する団体に対しての支援として、婚活支援事業補助金事業を行っております。 本事業については年齢要件等がありませんので、シニア世代向けの出会いの場を設けるような事業が実施された場合、補助対象とすることは可能です。 なお、その他、出会いの場創出事業ではございませんが、移住・定住施策として、空き家改修や年齢制限の無い補助事業等がございますので、引き続き情報発信に努めて参ります。

<p>3</p>	<p>P39「伝統的な町並みを生かしたまちづくり事業」について → 保存と同時に活用の促進がなければ地域振興につながりませんので、町並みを利用したビジネスを展開できる町内外の企業や団体への誘致活動が必要ではないでしょうか？</p>	<p>伝統的建造物群保存地区の制度は、文化財として伝統的町並みを保存し、活用していくための制度です。地区内の伝統的な建築物を保存するための施策という観点では、補助金の交付を通じて、外観の修理や構造の補強を行いながら、歴史的風致の維持向上を図っていくこととなります。一方で、伝統的な建築物の内部は補助金の対象外となりますが、その代わりに、現代の生活様式に合わせた改修を行ったり、店舗として改装したりすることが可能となっております。よって、制度を導入することにより、現在お住まいの方は引き続き安心して住み続けることができるように、空き家となっている建物は住居や店舗として活用していくことを行いやすくなります。こうした活用が進むことで、移住・定住の促進や商業をはじめとする産業の振興にもつながっていきます。また、重要伝統的建造物群保存地区は国の文化財であるため、交流人口が増加することが考えられることから、ビジネスの場として注目を集めることになり、商業の更なる発展をもたらすものと考えております。</p> <p>文化財保護施策として町並みを保存するだけでなく、伝統的建造物群保存地区の制度の特徴を生かして町並みの活用が図られるように、必要となる産業振興、観光促進、まちづくり等に関連する施策を展開して参りたいと考えております。</p>
----------	--	--

- ※ 提出いただいたご意見は、趣旨を変えない範囲で、簡素化若しくは文言等の調整をしています。
- ※ 一人のご意見で複数項目ある場合は、項目ごとの回答としています。